平成２４年（フ）第２４号
新潟県長岡市麻生田町1329番地
債務者　小林　弘二
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目10番33号　親和ハイツ101
債務者　宮本万亀子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目10番地９　サープラスヴェルディー101、前住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木201
債務者　宇野　正幸
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８６２号
大阪市住之江区南港中４丁目７番22―106号
債務者　松田　真弓
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８７号
大阪府大東市御領３丁目１番25号　グレイスコート202号
債務者　玉里梨愛子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９３号
大阪市城東区成育４丁目29番12号　小山マンション301
債務者　押森　登茂
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６１号
神奈川県鎌倉市台３丁目３番19―104号
債務者　大内真奈美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
岡山市北区下中野478番地１　レオパレスゆう305、旧住所岡山市北区今４丁目２番７号204
債務者　横山　剛生
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６号
川崎市川崎区大島３丁目27番５号　ドルフィンハイツ202
債務者　今井　正美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
北海道帯広市西６条南39丁目１番１号　レモンハイツ２
債務者　北野やす子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
北海道河東郡音更町駒場南２条４番地10
債務者　清水　浩世
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
北海道河東郡音更町柳町南区１番地13　柳町ハイツＡ２号室
債務者　阿部　弘美（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
静岡市清水区蒲原新栄66番地の４
債務者　朝原　　泉
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番２―902号　県営比屋根団地
債務者　福原　広子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第２１２号
仙台市泉区南光台３丁目18番30号　ル・レーヴ203、従前の住所仙台市泉区八乙女３丁目５番地の３　アーバンパレス八乙女104
破産者　中村　正道
1　主文　当裁判所が平成24年４月17日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「仙台市泉区南光台３丁目８番30号　ル・レーヴ203」とあるのを、「仙台市泉区南光台３丁目18番30号　ル・レーヴ203」と更正する。
2　決定年月日　平成24年５月１日
仙台地方裁判所第４民事部